

八尾市日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する規則（平成18年八尾市規則第64号。以下「規則」という。）に規定する日中一時支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 本事業の内容は、障害者等を日中に施設において障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練及びその他福祉事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めた支援を行うものとする。

(対象者)

第3条 規則第43条に規定する「本市に居住地を有する障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、自立支援給付の実施主体が本市である者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者又は児童
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者又は児童
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は児童
- (4) その他所長が必要と認めた者又は児童

(利用の申請)

第4条 本事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者（以下「申請者」という。）は、規則第44条により地域生活支援事業利用申請書（様式第1号）に申請者の属する世帯の前年分（1月から6月までの申請にあつては前々年分）の市町村民税課税状況を証する書面を添付し所長に申請しなければならない。また、支給決定日数の変更を希望する場合は、地域生活支援事業利用変更申請書（様式第2号）により申請しなければならない。

(利用の決定)

第5条 所長は、前条の申請があつたときは、速やかに利用の可否を決定し、地域生活支援事業決定（却下）通知書（様式第3号）及び地域生活支援事業受給者証（様式第4号。以下「受給者証」という。）により当該申請者に通知するものとする。また、変更申請があつたときは、地域生活支援事業変更決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(利用の方法)

第6条 本事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）がこの事業を利用しようとするときは、受給者証を本市と本事業の委託契約をした事業者（以下「事業者」という。）に

提示し、事業者と利用に関する契約をするものとする。

(費用負担)

第7条 利用者は本事業の利用料として別表1に掲げる額を事業者を支払うものとする。

(利用料の減免)

第8条 所長は、災害その他特別な事由があると認めるときは、前条に規定する利用料を減免又は免除することができる。

2 所長は、前条に規定する利用料を支払うと、生活保護の適用対象となる場合は、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額を下げることができる。

(事業者)

第9条 本事業を実施しようとする事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定により市長が指定をする障害福祉サービス事業者とし、事前に事業者の内容及び人員等を記した日中一時支援事業実施申請書(様式第6号)及び関係書類を所長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、本事業を実施させるのに相応しいと判断したときは、本事業の実施に関する契約を締結するものとする。

(指導員の員数)

第10条 本事業の実施において事業者が配置すべき指導員に必要な職種は、介護福祉士、保育士、ヘルパー2級養成研修の修了者、教職員免許所持者とし、その数は次のとおりとする。

(1) 利用者の数が10人までは、2人以上

(2) 利用者の数が10人を超えるときは、2人に、利用者の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

(実施場所と設備)

第11条 本事業の実施において事業者は、必要なスペースの確保を行い、障害者等に対する支援を適切に行うことができるものと所長が認める設備及び備品等を備えなければならない。

(委託料)

第12条 本事業の委託料は、別表2に掲げる額とする。

2 事業者は市長に、サービスを提供した月の翌月10日までに、当該月に係る委託料を請求するものとする。

3 前項の請求する額は、第1項に規定する委託料より第7条に規定する利用負担の額を差し引いた額とする。

4 市長は第2項の請求に係る明細の審査を行い、請求金額確定後30日以内に委託料を支払うものとする。

(遵守事項)

第13条 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるように万全を尽くさなければならない

- 2 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、所長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、本事業に関する必要な記録等を整備し、サービスを提供した日が属する契約期間の終了の日から5年間保存しなければならない。
- 4 事業者は、本事業の実施に関し知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

【別表 1】

日中一時支援事業利用者負担額

世帯による階層区分 (*1)	3 時間まで	3 時間超 6 時間まで	6 時間超
生活保護 (*2)	0 円	0 円	0 円
低所得			
一般	3 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円

(*1) 「世帯」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条の規定に基づくものとする。

(*2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている場合を含む。

【別表 2】

日中一時支援事業委託料

	3 時間まで	3 時間超 6 時間まで	6 時間超
区分 1 特甲地	4, 0 0 0 円	5, 9 0 0 円	7, 5 0 0 円

*この金額については事業者の全体収入で利用者負担とあわせた金額である。